

日本社会福祉学会関西地域ブロック・  
関西社会福祉学会 2017 年度年次大会

貧困をどう捉え、いかに克服していくか  
発表要旨集



月日：2018年2月10日（土）

会場：龍谷大学 深草キャンパス 和顔館地下1階

（社）日本社会福祉学会関西地域ブロック  
関 西 社 会 福 祉 学 会

## ◆龍谷大学（深草キャンパス）へのアクセス



〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67 (代表番号 075-642-1111)

### ○JR

奈良線「稲荷」駅出口より南西へ徒歩約 8 分

### ○京阪電気鉄道

京阪本線「深草」駅 2 番出口より西へ徒歩約 3 分

### ○京都市営地下鉄

烏丸線「くいな橋」駅 1 番出口より東へ徒歩約 7 分

## ◆大会会場（和顔館）へのアクセス



会場：和顔館地下1階

- ① 和顔館 ② 2号 ③ 3号館 ④ 4号館 ⑤ 5号館 ⑥ 7号館 ⑦ 8号館 ⑧ 21号館 ⑨ 22号館  
 ⑩ 紫英館 ⑪ 図書館 ⑫ 顕真館 ⑬ カフェ樹林 ⑭ ステージ ⑮ 学友会館 ⑯ 紫朋館 ⑰ 紫  
 陽館 ⑱ 体育館 ⑲ 紫光館 ⑳ 紫光館別館 ㉑ 至心館 ㉒ テニスコート ㉓ 西門 ㉔ 正門 ㉕ 通用  
 門 ㉖ 東門 ㉗ 北門

## ◆大会参加者の皆様へ

### 1. 参加受付

受付は下記の時間と場所で行います。参加費は無料となっております。

9:30～10:00（和顔館地下1階 B108 教室前）

### 2. クロークについて

本大会ではクロークは準備しておりません。ご迷惑をおかけいたしますが、荷物等の管理はご自身でお願いいたします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

### 3. 喫煙について

龍谷大学の敷地内では喫煙場所が指定されております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 4. 大会当日の昼食について

大会当日に学内で営業している店舗は、スターバックス（11:00～18:00）および生協 R-Uni（11:00～14:00）のみです。生協食堂は営業しておりません。なお、大学周辺にもコンビニエンスストア・飲食店等がございます。

## 自由研究発表

【第1分科会】 会場：B107 教室

全体統括者 山縣 文治（関西大学）  
司会者 阪口 春彦（龍谷大学短期大学部）

10：00－10：30 杉田 貴行（同志社大学大学院）  
求められるソーシャルワーカー像について－先行研究からの考察－

10：30－11：00 榊原 良平（関西学院大学）  
うつ病へのバイオ・サイコ・ソーシャル&スピリチュアルアプローチ

11：00－11：30 小笠原 慶彰（神戸女子大学）  
女紅場としての福原女学校の実態について－『神戸又新日報』等の新聞記事を史料とした－考察－

11：30－11：45 統括者コメント

## 休憩

11：45～12：45

## 年次総会

12：45～13：15 会場：B107 教室

## 会長および開催校挨拶

13：20～13：30 会場：B107 教室

## 開催校企画シンポジウム

13：30～16：30 会場：B107 教室

【テーマ】 貧困をどう捉え、いかに克服していくか－子ども、受刑者、野宿者からの問い－

【シンポジスト及び演題】

山野 則子（大阪府立大学） 子どもから見えてくる貧困と求められる関与  
浜井 浩一（龍谷大学） 受刑者から見えてくる貧困と求められる関与  
舟木 浩（弁護士） 野宿者から見えてくる貧困と求められる関与

【コーディネーター】 加藤 博史（龍谷大学短期大学部）

# 自由研究発表

# 求められるソーシャルワーカー像について

## —先行研究からの考察—

同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程 杉田 貴行 (008282)

ソーシャルワーカー、専門性、先行研究

### 1. 研究目的

対人援助専門職としての求められるソーシャルワーカー像とは、具体的には、どのようなイメージとして認識されるのであろうか。

本報告の目的は、求められるソーシャルワーカー像について、その専門性を中心として整理し、明らかにすることである。ソーシャルワーカーは、クライアントのニーズを充足する為、様々なスキルを使用しアプローチする。本報告では、ソーシャルワーカーに求められる専門性を考察するが、具体的なソーシャルワーカー像の顕在化の一助になるものと考えた。そこで、先行文献の記述において具体的にその内容を読み取り、必要とされる専門性を整理した上で、求められるソーシャルワーカー像について考察した。

### 2. 研究の視点および方法

わが国の大学等教育研究機関に対して、安定的・継続的に電子ジャーナル等の学術コンテンツを提供している NII-REO にて「social worker」をキーワードとして、タイトル検索を実施した。その結果、1929 年～2003 年の期間で、61 件の文献が該当した。そして、各文献の記述内容全体を読み込んだ。そのうち、直接的にソーシャルワーカーの専門性に関係していない文献 9 件を除く、52 件を調査対象として、Berelson や Krippendorff の内容分析等を参考に、内容分析的手法にて、ソーシャルワーカーの連携・連絡・調整・協働などの専門性に言及した記述内容を章・節単位で整理した。さらに、章・節単位の記述内容を文脈にそって意味単位で整理した結果、ソーシャルワーカーの専門性直接言及していると思われる該当箇所を中心に、先行研究の記述内容に見られるソーシャルワーカーの専門性に関して整理し検討した。

### 3. 倫理的配慮

本報告は文献研究により実施する。文献に関しては日本社会福祉学会研究倫理指針「学会発表」の規定を順守するとともに、文献の引用については、一層の厳密化により倫理的な配慮とした。なお、引用文献に関しては当日配布資料で別途紹介するものとする。

### 4. 研究結果

本報告は、すでに述べたソーシャルワーカーの専門性に言及する該当箇所を対象として分析するものであるが、ここではいくつかの具体例を紹介することとしたい。

Larkin Kathleen(1931)は「普通のケースワーカーは、社会政策の広範囲の問題に対応し

たり、大衆意見のリーダーシップを取るように求められることはないが、数多くの専門職と同じ様に、日々の業務の範囲を越えるような共感性や知識のある人物になる必要がある」と述べている。

Kalif, George Todd(1950)は「ソーシャルワーク分野において、この対象の基礎となるものがソーシャルケースワークと呼ばれるものであり、それは、心理学や精神医学の研究を通して明らかになった人間行動の体系的な知識に根差したものである」と説明する。

Golan Naomi et al(1969)は「ケースワークとグループワークの両方の処遇は、情緒的、そして、社会的関係に関連した現在の問題を焦点化し、介入の目標としての社会的機能不全の該当する領域を選択している」と主張する。

Perlman(1974)は「臨床ソーシャルワーカーは、個人に対してケースワークやグループワークと呼ばれる方法を用いたり、与えられたケースと呼ばれる単位において、形成されたあるいは自然な集団、もしくは、これらの組合せをもって働きかけをするであろう。個人と社会的集団あるいは課題との間の継続的な交流における対象の成長により、ケースワークとグループワークは、時として、代替的方法であったり、重複した方法であったりする」と述べている。

Trevillion Steven(1982)は「実践家であるソーシャルワーカーとして、私は、専門職愛他主義者それ以外の役割をもっているとは到底思えない。多くの同僚と同じように、私はソーシャルワークプロセスの認識された交互作用と連動して呼び起こされ規定された社会的分解の苛酷なしきたりに参加しているという感覚を共有するものである」と説明している。

Ryan Martin et al(1995)は「いかにソーシャルワーク専攻の学生が有能な実践家になるのかという過程を理解することは、ソーシャルワークの基本的な課題である。この一側面とは、専門職へと向かう社会化の過程である。ソーシャルワーカーの社会化の過程は、他の専門職に比べて、あまり深く見られることはなかった」と主張している。

## 5. 考察

ソーシャルワーカーが支援を展開するにあたり、利用者が直面している様々な問題や困難な状況を人と環境の関係性において把握しようとする。つまり、ソーシャルワーカーは、社会的側面から専門的に支援するのである。本報告の結果からも、ソーシャルワーカーが社会的機能に注目して理論化を実施し、対人援助実践の枠組みをつくりあげていく点に、ソーシャルワーカーの専門性が存在することが推察された。また、ソーシャルワーカーの人間理解が、包括的で人と状況の関係性を考慮し、社会的な関係から様々な支援をすることに専門性の存在が認められた。利用者が自己決定しやすいような環境整備や、利用者に応じた社会資源の情報提供、相手が気持ちを伝えたり整理したりしやすいような面接技法の援用、利用者や家族に適切な他専門職や他機関と連携していく体制の構築などが、あらためて本報告の結果から見て取れた。

# うつ病へのバイオ・サイコ・ソーシャル&スピリチュアルアプローチ

関西学院大学 榎原良平 (008953)

うつ病、治療、スピリチュアリティ

## 1. 研究目的

1) うつ病は寛解が非常に困難であることを、その治療に対する現在の医療・療法の取り組みの問題点から明らかにすること。

2) 従来のバイオ・サイコ・ソーシャルな視点における治療に対して、心の問題を全的に見る、つまりスピリチュアルな視点を加えることで新しい展開が図れる可能性を示すこと。

## 2. 研究の視点および方法

うつ病の治療に対する最新の知見を精神医学の専門雑誌を通じて取得し、その治療の限界を知ると同時に、スピリチュアリティの役割の可能性を示すための文献研究を行った。

## 3. 倫理的配慮

筆者の専門外である精神医学に対する引用、理解に対しては、権威ある精神医学研究者が専門誌に投稿した最新の論文記事を基本とした。また、その他の点については、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」を遵守する配慮を行った。

## 4. 研究結果

### 4-1. 従来の概念でのうつ病の原因と、治療への取り組み

#### 1) うつ病の診断とその問題点

##### ①DSM 誕生の経緯と DSM-5 の現状

患者のこころを主観的に観察して診断するため、同じ患者に対しても異なった医師が違う診断を下す弊害があった。そこでアメリカ精神医学会は、うつ病診断マニュアル(DSM)を作成し、操作的にうつ病であるか否かの診断をするようになり、このマニュアルが各国で使用されている。この診断法の採用によって患者数は採用前の数倍に増加し、またうつ病でない抑うつ状態の人たちもうつ病の診断を受ける、という問題点が生じている。

##### ②新しい診断法

f-MRI (機能型核磁気共鳴) という脳科学的な観察法や、ステロイドを使ったデキサメサゾン抑制試験 (DST)、脳由来神経栄養因子 (BDNF) 等の生理的診断法が開発されてきているが、可能性の域を出ていないのが現状である。

#### 2) (Bio-) 身体的要因

身体的要因としては身体機能低下による自立性・自律性喪失のストレスが挙げられるが、身体的治療への主たる取り組みは薬物療法である。抗うつ薬はモノアミン仮説に基づき開発されてきた。

#### 3) (Psycho-) 心理・精神的要因

心理・精神的要因としては第二人称他者との別離・喪失・関係消失のストレス、Beck と

Ellis の歪んだ認知理論、Teasdale の抑うつ的処理活性化理論、Seligman や Abramson の学習性無力理論、また Maslow の（低次の）欠乏・欲求理論による種々のストレスが挙げられ、その取り組みとして認知・行動療法、種々の心理的カウンセリングが行われている。

#### 4) (Social-) 社会的要因

社会的要因としては社会における役割・社会との関係性喪失のストレス、坂本の自己注目理論、および Cooley、Mead の自己理論による社会的規範と現実自己とのかい離によるストレスが挙げられる。治療への取り組みは、心理・精神療法と同じである。

#### 4-2. うつ病のスピリチュアリティの視点

1) うつ病に関係するスピリチュアリティの要因として以下を挙げる事が出来る。

- ①人間を超越した大いなる存在（例えば、神、大自然等）との関係性
- ②死生観（死の理解、受容、死後の生、靈魂の働き・・・）
- ③自我意識（存在の意味、価値、目的、死による消失・・・）
- ④実存的空虚感（絶望、孤独感、虚無感・・・）

2) スピリチュアルペインとしてのうつ病とそのケア

- ①スピリチュアルペインとうつ病は、それらの要因に共通性がある。
- ②うつ病の治療に対し、スピリチュアルケアの導入の有効性が示唆される。
- ③うつ病の実存的療法としてマインドフルネス療法、ゲシュタルト療法などがある。

#### 5. 考察

1) 現代のうつ病の精神医学での取り組みは、うつ病をその他の身体的疾患と同列に捉え、自然科学的な医学の枠組みで治療しようとするところに問題点があり、うつ病が難治性となる原因となっている、と考えられる。

2) さまざまな抑うつ理論、精神分析による潜在化した要因分析等での心理学的視点をもって、認知・行動療法やカウンセリング等で論理的に理解させ、病気を受容させる試みも一般的であり、効果を顕しているとは評価されているが、うつ病というものが心のさらに深い領域に生じた精神的障がいである、という認識はまだない。

3) うつ病と抑うつとの関係が不明確であり、これまでの理論、治療は抑うつに焦点を当てたものも多く見受けられる。抑うつは人の精神状態であり、うつ病は大きな苦痛を伴う故に医学的治療の対象となる精神疾患・障がいである。抑うつ状態が長期的に継続したものがうつ病となるのか否か、どこからどこまでが比較的短期間に消失する抑うつ状態で、どこからが精神障がいとして落ち込んだうつ病であるのか、等が不明瞭である。

4) うつ病は、人のスピリチュアリティが変調し否定的に偏って苦悩する状態、すなわちスピリチュアルペイン（実存的苦悩）を持つに至る状況と非常に近似した状態であるといえる。うつ病に対しては、このスピリチュアリティの視点、つまり実存的な視点を重要な因子として捉え、その側面から治療法を検討する必要があると考えられる。

# 女紅場としての福原女学校の実態について

## — 『神戸又新日報』等の新聞記事を史料とした一考察—

○ 神戸女子大学 小笠原慶彰 (920)

福原女学校・女紅場・神戸又新日報

### 1. 研究目的

戸田金一によれば、慈善学校の研究は「日本史そして日本教育史、また社会福祉史の空白部」であるという（戸田 2008:8）。彼は「慈善学校に関する資料は乏しく、したがって本格的に慈善学校を考察し、著書の上梓は生まれ難かった」としながらも、教育史家の先行研究を取り上げるだけでなく「福祉史家などによる研究の進展について、その情報収集を怠ってはならない」と指摘している（戸田 2008:1-6）。発表者は、かつて大阪に存在し、社会福祉史においては知られている、徳風学校、有隣学校について論じたことがある（小笠原 2015）。明治末期以降の貧民学校についての同様の先行研究は、相当数存在する。しかし明治初期から中期にかけての「慈善学校」については確かに空白部であると感じる。

戸田は同時期の慈善学校に関する数少ない研究書としては、坂本等の業績（1983）があるとする。しかし、福原女学校については「（駆梅院に - 小笠原）入院中の芸娼妓を教育することは、比較的容易であったからでもあろう。神戸の福原でも同様の事業が試みられていたという」と曖昧にしか記述されていない（坂本・坂本:169）。本発表では、戸田のいう「空白部」を多少なりとも埋めるため、同女学校について当時の新聞記事を史料として、その実態を解明することを目的としている。

### 2. 研究の視点および方法

明治期以降の初等義務教育の変遷について、主要な法令的根拠は以下のようなものである。まず 1872（明治 5）年に太政官布告第 214 号「学事奨励に関する被仰出」が添えられた文部省布達第 13 号・14 号が学制として発布された。1879（明治 12）年には教育令、翌年には改正教育令となった。さらに 1886（明治 19）年の小学校令（勅令第 14 号）、1890（明治 23）年の第 2 次小学校令（勅令第 215 号）、1900（明治 33）年の第 3 次小学校令（勅令第 344 号）と改正されていく。これ以後は、1941（昭和 16）年に国民学校令となるまで、基本的には第 3 次小学校令の体制が続いた。初期の学制では、初等教育水準の学校として「尋常小学」が中心に置かれたのは言うまでもない。しかしこれだけでは現実として「全民就学」は不可能であり、それを可能にするために例外的に女兒小学、村落小学、貧人小学、小学私塾、幼稚小学が認められていた。しかしその例外としてさえ明確な規定がない学校も存在したのである。「女紅場」はそのひとつと見てよい。

研究の視点としては、そのような学校が存在した理由を明確にするために多様な実態把握に貢献することである。

研究の方法は、文献研究であり、『神戸又新日報』、『朝日新聞』紙上に掲載された「福原女学校」に関する記事を史料として用い、関連する先行研究を踏まえて考察した。

### 3. 倫理的配慮

本発表は、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守している。

### 4. 研究結果

1888（明治21）年の『神戸又新日報』に「福原女学校通信」として「福原花街に女紅場を設くるの一事は、其後或は本月の一日より開場するやの説もありし」と報じる記事が掲載されている（『神戸又新日報』明治21年3月4日）。また同時期の『朝日新聞』では「兵庫福原の人吉田定兵衛、長谷川九一郎、津田久吉、南部新七、高田嘉助、友成徳次郎の六名が同処に私立福原女学校といへるを設け神戸区内の妓輩をして就いて英学修身編物裁縫の四教科を学ばしめんものと其創立認可の事を出願せし趣は曾て神戸通信に見江しが右は一昨日認可の指令ありしを以て明日其仮開校式を挙ぐるといえり」となっている（『朝日新聞』明治21年5月6日）。

女紅場について「原型は京都の華士族の子女を中心に就学させた新英女学校および女紅場であり、ついで市中の学区が設立した市中女紅場である。遊女女紅場は、むしろその変型」であるが、「他のタイプの女紅場が改組、消滅した後も、芸娼妓のための遊芸の教育機関としての性格を含みながら存続し」と指摘されている（坂本・坂本 1983:20）。

しかし現代の女紅場でも「日本舞踊・邦楽・邦楽器・茶道」が科目であり（西尾 2014:185-6）、それが「遊芸の教育」なのではないか。だとすれば比較的后発で明治中期になって創設された福原女学校であるが、「遊芸の教育機関」とは言えないのではないだろうか。

### 5. 考察

開校後の福原女学校は「英学」を廃し「算術か作文の一科を置かんと議ある」と報道されている（『神戸又新日報』明治21年9月6日）。これからすれば、実質的に初等教育の役割を補完しようとしたようにも受け取れる。だが創設者たちには神戸における「近代公娼制度」に特有の状況に対応するという意図があったようにも思える。

史料 『神戸又新日報』、『朝日新聞』

#### 文献

石井昭示（1992）『近代の児童労働と夜間小学校』明石書店。

西尾久美子（2007）『京都花街の経営学』東洋経済新報社。（後、『おもてなしの仕組み - 京都花街に学ぶマネジメント』中公文庫. 2014.）

小笠原慶彰（2015）「貧民学校としての徳風・有隣学校に関する再検討 - 第3次小学校令・工場法・感化救済事業と学齡児を巡る問題について」『関西社会福祉研究』1. 3-18.

坂本清泉・坂本智恵子（1983）『近代女子教育の成立と女紅場』（あゆみ教育叢書 10）あゆみ出版。

戸田金一（2008）『明治初期の福祉と教育 - 慈善学校の歴史』吉川弘文館。

本発表は、2017年度 JSPS 科学研究費補助金（基盤研究 C・課題番号：16K04231）による研究成果の一部である。

# 開催校企画シンポジウム

# 貧困をどう捉え、いかに克服していくか

## —子ども、受刑者、野宿者からの問い—

### 【企画趣旨】

貧困の質が変わりつつある。経済、政治システムは巨大化し、人間の手段化・操作化が進む。マスメディアは物欲競争を煽る。一方で、SNSが普及し、人間の孤立化と分断化も進展している。共同し分かち合う世界が縮まり、人と物と組織を操作管理する世界が拡大する。発達障害、知的障害、精神障害、そのボーダーラインにあることなどによって、目先が利くことや、人と物と組織を操作管理することが不得手な人は、管理社会に適応できず、貧困化する。貧困は、生活基盤の脆弱化と人間関係の希薄化と関連しつつ進行し、そのような人たちは、社会の暗がりへと排斥されて見えなくなっていく。

多くの家庭では、多様な共同的紐帯を剥ぎ取られ、養育のための「レジリアンス」を保つ臨界点を超え、〈見えにくいネグレクト〉が蔓延しているといえよう。その集約的表現が、母子家庭、児童虐待家庭なのであろう。所得保障を軽視してはならないが、貧困克服を所得保障中心に語ってはならない。「晩婚化」、「非婚化」、「晩産化」、「非産化」の背後には、〈人間関係のネグレクト傾向〉が、つまり、「重く濃密な人間関係はめんどくさい」、というケアすることからの回避傾向が見て取れるのではなかろうか。両親が揃っている家庭にも、生活の貧困化は深く浸潤している。

刑務所に入っている6万人のうち、75%が、知能指数相当値90以下とされる。しかも、「帰る家庭」のない人が多数を占める。

受刑者の問題は、社会と人間関係の象徴といえる。野宿者も同様である。不器用な生き方しかできない人が、共同的な人間関係を失ったとき、心を傷つけ、橋の下に逃れて居場所を見つける。このような人たちには、所得保障とリンクした〈生活基盤〉と〈人間関係〉の保障が必要なのではないか。受刑者の問題は、社会と人間関係の貧困化の象徴といえる。

そのために、どのようなアプローチが有意味で有効で持続可能なのだろうか。専門職としてソーシャルワーカーに求められるものと、生活者として協働していくべきものを語り合いたい。深い知見を有する3人のシンポジストから、大きなインスピレーションを得ていただけるものと思う。

# 「子どもから見えてくる貧困と求められる関与」

山野則子（大阪府立大学）

## 1 子どもの貧困とは

子どもの貧困とは何か、まずはここを明確にしておきたい。今、多く用いられているのは、その国の貧困線（等価可処分所得の中央値の 50%）以下の所得で暮らせない相対的貧困の 17 歳以下の子どもの存在及び生活状況を指している。OECD や厚生労働省調査の貧困率には等価可処分所得の中央値の 50%が使用されているが、絶対的なものではなく、EU は公式の貧困基準のひとつに中央値の 60%を使用している。子どもの相対的貧困率については、発表主体、統計利用データ年次によって変動する。

内容的には、タウンゼンドの定義を元に Child Poverty Action Group (CPAG) が示している、①所得や資産など経済的資本(capital)の欠如、②健康や教育など人的資本(human capital)の欠如、③つながりやネットワークなど社会関係資本(social capital)の欠如、の 3つの資本の欠如・欠落（所 2015）を基本的な枠組みとしてとらえられよう。日本では、貧困を「飢え」や「住宅の欠如」など「絶対的貧困」レベルで理解する傾向があるが、国際的には、貧困は相対的に把握されるべきものと理解されている。

つまりメディアで示される実態は、意図しているかどうかにはかかわらず、重篤な実態をセンセーショナルに刷り込み、受け手に他者化を進めることにもなり、そして貧困はカテゴリー的なアイデンティティが構成されることが難しいため（リスター2011）、自身が自覚しないことも生じる。しかし、この3つの欠如は本人の気づきに関わらず身近に存在している。どのくらい子どもたちがこれらの欠如状態であるのかつかむ必要があり、その結果、どこに重点的にどんな施策を打つべきかを合わせて検討すべきである。

このような貧困の概念から表面化のしにくさの課題、特に学齡児に焦点化して論ずる。

## 2 子どもたちの実態～貧困は見えない～

### ■表面化する子どもの課題の背景と連鎖

先に述べたように、少年事件等の視点からも考えたい。現在の状況では、少年事件、児童虐待事件が報道されると、どうしても子ども中心に見て、親の放任の姿が明確に示され、批判的な報道になる。目に見える暴力行為、虐待行為、不登校、いじめという現象に注目がいき、その背景にある貧困にはなかなか視点が及ばない。そういう視点で見直してみると様々な報道された事件はどうであろうか。生活保護申請中の経済的問題、転居したばかりの社会的孤立、親子ともに学校の中退や休みがちだった事実など見えてくる。

もう少し正確に数字で追ってみる。日本全体では、2014年報告された、2012年子どものいる家庭の相対的貧困率が 16.3%と報告され、沖縄県では 2015年実態調査から 29.9%と報告されている。また就学援助率も多い地域では 4割にのぼるが、平均は子どもの貧困

率と同じくらいの数値である。つまり 6 人に 1 人、多い地域では 3 人に 1 人が経済的に苦しい状況にあるといえる。また別の視点で、厚生労働科学研究 5)では、2004 年 4 か月児を持つ親のうち近所の人と世間話をする事が出来ないという親が 3 分の 1 ほど存在すると報告されてから、すでに 10 年以上になり、当時の子どもは中学生になる。つまり義務教育以下の年齢の子どもたちはほぼこのような環境で育ってきたといっても過言ではない。これらから貧困も孤立も決して特別な家庭とは言えない数値であることをまず認識すべきである。問題は、その家庭が外から見えないことである。言い換えると誰も自身のことと思っていない可能性がある。

さらにこの状況は、子どもどころではない生活に追われたり、今までは簡単に子どもの状況が確認できたり、助けられたりした近所での交流がなくなり、過度に不安になったり、ということを表す。結果、子どもと親のちょうどいい距離を取るのが難しくなっている。育児不安がそのまま不適切な養育に関連するという結果（山野 2005）、少年院など非行を犯した少年の入所施設のなかで児童虐待を受けた経験のある少年が 7 割に及ぶ（法務総合研究所 2001）ように児童虐待が非行に関連していく。また、ネグレクトが不登校に 30% ほど関連していく（安倍 2011）と指摘されている。つまり貧困や孤立が児童虐待を生み、児童虐待の結果、現象として不登校や非行、いじめといった問題行動に発展する。さらにこうして学校から遠くなる子どもたちの学力は低くなる。そして貧困が繰り返されることになる。

## ■学力と貧困による実態

学力について、経済的な背景との関係を見てみると、社会階層の違いと勉強時間と学力をみた調査（耳塚 2015）や子ども生活実態調査（大阪府立大学 2016）から、学力と経済的状況が関連することや、衝撃的にも「やればやるほど勉強ができる」という状況ではないことが明らかになった。つまり、子どもの努力だけでは超えられない、学力は個人の努力ではなく社会の問題であることが明白になった。

では、何が学力に影響を与えているかという点、家庭の中では読書活動、生活習慣に対する働きかけ、親子のコミュニケーションとなっている。最も影響を与えるのが読書活動で、次に生活習慣の働きかけという順になっている。現在、約 2% の子どもたちは本がない（阿部 2008；山野ほか 2015）ことも意識すべきであろう。気軽に本に触れる環境にない子どもたちが存在する。これは次のステージに向けて格差となる可能性となってしまう。例えば、大阪の子どもの生活実態調査では、学力だけでなく、遅刻、将来の希望、健康、絵本の読み聞かせや文化活動、対人関係すべてにおいて経済的状況が影響していた（大阪府立大学 2016）。また、生活保護世帯の高校生調査（山野ほか 2015）でも小さいころに読み聞かせを行った保護者の子どもほど家庭学習を行い、保護者が朝食を一緒に取っている子どもほど宿題をしており、朝起こされなくても起きるといった結果であった。これらは先

行調査の結果にある、読書や生活環境への働きかけが学力に影響していくことを支持するものであった。

経済的問題から、保護者が2か所で働くなどと忙しく、家庭の中での子どもへの接触つまりケアが当然少なくなってしまう。子どもたちが、十分ケアがなされないことによって、ストレスを抱え他者を攻撃し、暴力やいじめ、学級崩壊へと発展する、あるいはターゲットにされる可能性にもなる。貧困は見えにくく、問題行動になって初めて表面化する。

経済的資本の欠如から生じ、貧困がゆえにヒューマンキャピタルの欠如が生じ、ソーシャルキャピタルの欠如がさらに状況を悪くしていく。つまり親も経済状況や孤立状況から余裕が持てず、子どもに起きている状況に気づけなかったり、俯瞰的に子どもに選択肢を与えたり、子どもと一緒に様々な方法を考えるなど寄り添いながら乗り越える余裕がない。こういったなかで子どもが成長するということが影響を与え（リッジ 2010）、些細なことが問題となって進展することも容易に想像できる。

#### 4 福祉だけでは解決、予防できない

##### ■取りこぼさないために

今までの議論から、6人に1人あるいは多いところで4割の貧困、また3割の孤立がベースに存在している。そのなかで、問題が表面化した場合に、不登校や非行、いじめ、児童虐待という現象だったりする。しかし、表面化したときには非常に問題が深刻になっていて、どうしようもない状態になっている。この数値はというと、児童相談所に送る事例は全校生徒からみると1%ほどだったりする。それでも児童相談所は対応できない。つまり相談件数のうち施設入所に対応しているのは、児童相談所の全相談件数の10%ほどである。

もっと早い段階で子どものリスクを発見し、手立てを打つことができているならば悲惨な事件を免れたかもしれない。つまり児童相談所に送致される1%になってからではなく、リスクが存在するかもしれない3、4割や16.3%（2012年子どもの相対的貧困率）の間に手立てをもっと打つべきである。ここに対処できるのは児童相談所ではなく、3、4割に対応できる部門であろう。しかし、現実に対応できる相談機関は存在していない。学校におけるソーシャルワークは、すべての子どもたちに触れることができる職種である。義務教育であることから、全数把握できる学校において、さまざまな視点でチェックを行い、援助の必要な事例がピックアップできると、貧困課題があれば、まずは経済的資本へつなぐ、教育を含めてヒューマンキャピタルの強化、ソーシャルキャピタルの強化のために子ども食堂や学習支援など様々な支援の充実とスクールソーシャルワーカーがつなぐ、などと対応していくことがイメージできないだろうか。

支援を拒否したり、自身の支援の必要性に気づいていない事例が多くなるため、全数把握している学校ベースであれば、アウトリーチやアドボケートしながら、認識を高めてい

く、支援をすべての子どもたちに向けてできる可能性がある。そのためには支援が身近にあることも重要である。貧困対策には、必要な子どもを1人も取りこぼさないことが重要であり、こぼれることのない対応をするには全数把握をする場での対応の意義があると考ええる。

#### ■発見の仕組み

そう考えたときに乳幼児までの全数把握は保健部門で行っている。健診未受診であれば、丁寧に追いかけて把握している。気になる事例をスクリーニングかけて自治体内の保健部門、児童相談部門と共同で検討会を行っている自治体も多い。仕組みができた当初は、子どもの発達を中心にした健診のスクリーニングと経過観察であったが、徐々に虐待や育児不安など幅広く検討されている。

同様に考えたときに、就学後はピックアップされる仕組みも複数機関で検討する仕組みもないのが実際である。発達に関する課題については就学時健診などで把握し、保護者の同意の上、さかのぼって保育所や幼稚園でどうだったか確認されている。しかし、入学してしまうと児童相談所など福祉部門と学校の定期的な会議は、全国的には中学に入ってから警察署ごとの非行案件の検討の場である学校警察連絡協議会まで存在しない。つまり、小学校入学後、今までに気になる事例として協働で検討フォローしていた仕組みは切れてしまうことになる。

貧困は福祉の問題で学校は関係がないと多くは思われているが、非行や不登校となると学校の課題と認識される。その背景にあるのが貧困であり、早期に手を打つことができると、学校が課題と考える不登校や非行などの未然防止になるのではないか。国の答申を前述したが、このことの理解が進むためには、今までの認識の「学校」では難しい。学校の機能、概念を変える発想が必要である。

#### ■地域人材を入れた支援から地域共生へ

文部科学省において、家庭教育支援を訪問型で行うことが2015年度から実証研究とされ強調されている。すでに論じてきたように多くの家庭が孤立状況にあり、専門家による訪問ではなく、気軽な訪問者の意義は大きい。乳幼児には赤ちゃん訪問や養育支援事業での訪問など制度があるが、学齢児になると問題事例しかつながらないことになる。地域人材による気軽な全戸訪問を家庭教育支援の元で小中学生の家庭に行っている自治体もあり、文部科学省はこれらをバックアップしようとする方向性である。

また中教審答申でも大きくクローズアップされたコミュニティスクールの役割が、地域と学校が一体となって行うガバナンスとして意義がある。学校運営協議会において決定し、地域住民が教室に担任をサポートするように入りこんでいる学校や、学校内に子どもたちの居場所がある学校など存在している。

学校という地域に身近な場所を拠点にして、発見から支援につなぐ機能を取り入れていくことが子どもの最善の利益の保証であり、地域共生を実現できる方法ではないだろうか。そのためには教員養成カリキュラムにも課題があり、学校組織の改善やつなぐ仕組みにも課題がある。こういった学校組織から連携組織、地域共生のあり様を考える必要がある。

※本文章は、山野（2017）を改変・修正するなど手を加えたものからの引用が主である。

#### <文献>

所道彦（2015）「イギリス」埋橋孝文・矢野裕俊編著『子どもの貧困／不利／困難を考える I』ミネルヴァ書房 189-203.

ルース・リスター（2011）「貧困の再概念化」北海道大学教育福祉研究 17号 1-8.

山野則子（2005）「育児負担感と不適切な養育の関連に関する構造分析」『平成16年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究所保護事業）報告書』118-137.

法務総合研究所（2001）『『児童虐待に関する研究会』のまとめ（第1報告）』法律総合研究所研究部報告 11号 116-125.

安部計彦（2011）「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究」こども未来財団.

阿部彩（2008）『子どもの貧困---日本の不公平を考える』岩波新書.

山野則子・三沢徳枝（2015）「学習支援プログラム参加者の状況を視野に入れた支援の可能性---アセスメントシートの分析から」社会問題研究 64号（通算 143号）47-57.

山野則子（2017）「第5章見えない子どもの貧困をどのように支えるか〜学校のあり様を考える〜」五石敬路ほか編著『生活困窮者支援で社会を変える』法律文化社, pp.91-106.

テス・リッジ（2010）『子どもの貧困と社会的排除』桜井書店.

# 「受刑者から見えてくる貧困と求められる関与」

浜井浩一（龍谷大学）

## はじめに

「刑務所を見れば、その国がわかる」とはよく言われることであるが、ある国の刑罰や人権状況を知る上で最も簡単な方法は、その国の平均的な刑務所と受刑者を見ることである。刑罰の中で最も多用されるのは罰金刑であるが、死刑を除くと最も重い刑罰は自由刑である。刑罰といわれて市民が真っ先に頭に浮かべるのは刑務所であろう。だから、刑務所の中にいる受刑者や彼らの取り扱いを見れば、その国でどんな人が刑罰の対象となり、罪を犯した人がどのような扱いを受けているのか(刑罰や人権の中身)がわかるのである。

## 日本の受刑者

現在、日本の刑務所は、一時の厳罰化による過剰収容状態を抜け出し、受刑者は全体として減少傾向にある。その中で問題となっているのは、高齢受刑者や女子受刑者の増加である。女子受刑者の増加も 65 歳以上の高齢受刑者の増加が中心であり、高齢受刑者の増加が、現在の日本の刑務所における最大の懸案事項である。こうした現象が顕著になったのは、地下鉄サリン事件をきっかけに「安全と水はただではない」と言われ始めた 1995 年ころからである。治安が悪化しているという思い込みと被害者支援運動に後押しされる形で、国際的に広がりつつあったポピュリズム的な厳罰化が日本にも押し寄せてきた。この時期、検察官は、被疑者を積極的に起訴し、求刑を重くするという形で厳罰化政策を推し進め、裁判官がそれに応えた<sup>1</sup>。実は、刑罰には強い逆進性が存在する。厳罰化の影響を最も強く受けるのは社会的な支えが弱くなった人たちである。厳罰化の結果、刑務所の中は、仕事や家族を失い孤立した高齢者やホームレス、障がい者で一杯となった<sup>2</sup>。2014 年の新受刑者でみると男性の場合、60 歳以上の新受刑者の割合は 16.8%、70 歳以上では 4.6%、女性の場合、60 歳以上の割合は 21.6%、70 歳以上でも 10.6%となっている。そして、65 歳以上の新受刑者の罪名をみると、男性の 50.5%、女性の 83.9%が窃盗であった。その多くは万引きである。

そして、万引きなどを繰り返す高齢者の中には認知症者も少なくない。法務省が 2014 年末の時点で 60 歳以上だった受刑者 9,736 人から無作為に 451 人を抽出して、2015 年に検査が可能だった 429 人に認知症の心理検査(改訂長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R))を実施したところ、59 人(13.8%)に認知症の傾向が認められ(男性 15%、女性 10%)、65 歳以上では 51 人(16.7%)にその傾向が認められた。この割合から計算すると日本の刑務

---

<sup>1</sup> 浜井浩一(2011)『実証的刑事政策論』岩波書店

<sup>2</sup> 高齢者の起訴猶予率は他の年齢層よりも高いのだが、起訴猶予や執行猶予になっても福祉的な支援のないまま釈放されるため累犯となり実刑となるケースが多い。

所には60歳以上だけでも認知症と公式に診断された者の10倍の1,300人の認知症の受刑者がいることになる(法務省矯正局、2016)。厚生労働省の発表によると、日本の認知症患者数は2012年時点で約462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人(14.3%)と推計されている。つまり、刑務所における認知症傾向のある高齢者の割合は一般社会よりも多いということになる<sup>3</sup>。そもそも発達犯罪学的に見て人は加齢とともに犯罪を犯しにくくなるはずであり、刑務所の中に高齢者が多数収容されている現状自体が不自然であり、なおかつ認知症者が多数含まれているのは異常と言わざるを得ない。当然、刑務所の中で死亡する高齢者も増加している。1994年に刑事施設で死亡した70歳以上の者はわずか7人であったが、2014年には120人となるなど、この20年間に刑事施設内で死亡する高齢者が急増している。

### 刑罰の逆進性

このように日本の受刑者の多くは認知症を含む高齢者、知的障がいなどIQが平均よりも低い者、帰住予定地のない者など社会基盤が脆弱な者たちである。そして、厳罰化政策が採られるほど、その割合が増加する。厳罰化が進行した時期には、無職者や単身生活者など、社会とのきずな(縁)を失った受刑者が急増した。筆者は2000年から3年間、首都圏にある刑務所に勤務した経験がある。受刑者と接して感じていたのは、彼らの多くは、単に心身に問題を抱えているだけでなく、家族がいなかったり、貧困であったりと不遇な環境に育ち、人から愛された経験に乏しく、それ故に被害感が強く、すぐにふてくされるなどコミュニケーション能力に乏しいということである。当然、示談や被害弁償もままならず、不適切な言動を繰り返し、検察官や裁判官の心証を悪くしがちである。まったく反省していないとみなされ、住所不定・無職で再犯の可能性も高いとして起訴され、実刑判決を受けやすい。

このように社会的に困難を抱えている者ほど刑罰の対象になりやすい現象を、筆者は、刑罰の逆進性と呼んでいる。逆進性とは、消費税率を引き上げると低所得者ほど収入に対する食料品などの生活必需品購入費の割合が高くなり、高所得者よりも実質的な税負担率が大きくなるようなときに用いられる。ここでは、一見公平な制度に見えても、一律に運用すると社会的に不利益な立場にいる人の負担が実質的に重くなるような状態を逆進性と呼んでいる。そして、それは刑罰にも当てはまる。刑罰を厳しくすると、富裕層よりも、低所得者などの社会的弱者により大きな負荷がかかる。例えば、富裕層にとって50万円の罰金はたいした負担ではないが、生活保護世帯の者にとって50万円の罰金は簡単に納付できる金額ではない。罰金を納付できなければ、労役場留置となり拘置所に収容される。ホームレスの万引き犯や無銭飲食犯の場合、お金も頼るべき家族・友人もないため被害

---

<sup>3</sup> 浜井浩一(2017)、「刑事司法と認知症」季刊刑事弁護 91

弁償や示談は困難であるし、知的障がいや発達障がいを持つ者には、検察官や裁判官を納得させるような謝罪は困難であり、結果として実刑になりやすい。

社会的弱者が実刑となりやすい理由にはもう一つある。それは、彼らが累犯者になりやすいからである。日本の刑罰は、初犯の段階から厳しいというわけではない。高齢者が万引きをしたケースでは、前科がない場合には、警察段階で微罪処分となったり、検察段階で起訴猶予となったりすることも多く、いきなり起訴されたりはしない。また、たとえ示談の取れない状態で起訴されても前科がなければ執行猶予が付く可能性は高い。ただ、刑罰は更生を目的として科されるものではないため、起訴猶予や執行猶予の処分後は、原則として弁護士を含めて司法は関与しない。しかし、受刑者は、貧困や孤立など様々な事情で社会生活に困難を抱えた結果、罪を犯すケースが多いため、いくら本人たちが反省したとしても、根本的な問題が解決していなければ、再び罪を犯して刑事司法システムの中に戻ってくる。再犯を繰り返せば累犯者となり、窃盗の場合には常習累犯窃盗罪が適用され、ほぼ自動的に実刑となる。実刑となることで更に社会とのつながりが希薄となり、出所後社会に戻っても居場所がなく、更に累犯を重ねるという負のスパイラルに陥るのである。日本の刑事司法には、刑罰の逆進性を補正し、負のスパイラルを止めるための福祉等の社会サービスとの連携が決定的に不足している。

### 「遠山の金さん司法」の限界

日本の刑罰は初犯者に対して特別に厳しいわけではない。だから、たとえ応報主義だとしても、ホームレスや薬物依存症の被疑者・被告人に対して、初犯の段階で犯罪に至った原因を解決できるサービス機関につなぐことができれば、それ以降の累犯化を防ぐことができる。そうすれば、刑務所が現在のように養護施設化することはなかったのである。ノルウェーでは、司法と福祉の間の垣根は非常に低く、高齢者が罪を犯した場合には、できるだけ刑罰の対象とせず本人の抱える問題性に応じて警察から高齢福祉サービスに引継がれる。そして、福祉サービスがたらい回しをすることはない。そのため、ノルウェーには累犯化どころか高齢者犯罪そのものがほとんど存在しない。日本の刑事司法の最大の問題点は、刑罰システムが他の社会制度から孤立してどこにもつながっていないことにある。ほとんどの裁判官、検察官や弁護士<sup>4</sup>が、刑が確定すればそこから先は自分たちの仕事ではないと考えている。日本の法曹(刑事司法)には、刑罰の後に対するビジョンがなく、それが、刑務所の養護施設化を招いたのである。

犯罪の背景には、貧困や差別、社会的孤立が存在する。しかし、日本の刑事司法は、責

---

<sup>4</sup> 筆者が行った弁護士調査(回収率 8.5%で犯罪者の更生に対して意識の高い弁護士が回答)でも約 7 割の弁護士が関わるのは刑の言渡し又は確定までと回答している。(浜井浩一・我藤諭(2014)、「知的障がい者と刑事弁護—反省ではなく更生を意識した刑事弁護とは」季刊刑事弁護 77)

任能力があると判断した者に対しては、個人の自由な意思決定によって、違法と知りながら犯罪行為を行ったものとして刑罰を科す。刑罰システムは、さまざまな問題を背景として発生する問題行動の中から刑法上の犯罪に当たる行為を抜き出し、その罪責を問うもの、つまり、個人が抱えるあらゆる問題をその人の規範の問題に還元して責任を取らせるものである。しかし、それでは、犯罪の背景にある問題は何も解決せず、再犯は防げない。反省することと、更生する(再犯しない)こととはまったくの別物である。どんなに反省しても、必要な支援がなければホームレスや薬物依存症から脱却することはできない。

筆者は、これまでの日本の刑事司法を「遠山の金さん司法」と呼んで批判してきた。その理由は、すべての責任を個人に負わせて、判決を言い渡して「これにて一件落着」と幕引きをしてしまうからである。人が罪を犯す様々な原因から目をそらし、犯罪行為だけに目を向けて刑罰を科し、あとは自分たちの仕事ではないと切り捨ててきたのがこれまでの刑事司法である。刑罰が人を更生させることはない。刑が確定したということは、被告人にとって裁判手続で止まっていた時間が再び動き出したということであり、社会復帰に向けたスタート地点に立ったに過ぎない。死刑と無期刑を除き、受刑者は必ず社会に戻ってくる。刑罰を受けた後に、彼らが再犯することなく生きていく選択肢がなければ、犯罪は繰り返される。それは、新たな犯罪被害を生むだけでなく、再び犯罪者を生み出すことで社会は一人の市民を失うことを意味する。経済的な視点に立てば、一人の受刑者を1年間収容するのに職員の人件費も含めると約300万円の税金がかかるのである。

## おわりに

人は反省しただけでは更生できない。受刑者が更生するのは、刑務所の中ではなく地域社会の中である。刑務所を含めて刑事司法をどれだけ改革しても、地域社会が受刑者を受け入れなければ更生も再犯防止もありえない。日本の刑罰の最大の問題点は、実は、マスコミも含めた市民の刑罰の中身や刑罰の後に対する無関心にある。多くの市民は、犯罪者は自分たちとは異質な存在であり、その処遇は自分たちとは関係のないものだと思っている。刑事司法の根幹を変えてしまうおそれのある共謀罪も市民の大きな反対なく成立した。街中に増殖する監視カメラについても市民は抵抗感をもっていない。異質な犯罪者から自分たちを守ってくれるなら問題ない、自分たちに害はないと無関心なのである。しかし、受刑者の多くは、もともとは普通の市民だった人たちである。犯罪者は外から侵入してくるのではなく、私たちの中から生まれるのである。そして、彼らは、刑を終えれば社会に帰ってくる。だから、刑罰には、罪を犯した人にどのようになって地域社会に戻ってきて欲しいのか、そのために何が必要なのかという視点が不可欠なのである。刑罰を科して、反省させただけでは再犯は防げない。反省は一人でもできるが、更生は一人ではできない。受刑者は私たちの住む街に戻ってきているのである。

# 「野宿者から見えてくる貧困と求められる関与」

舟木浩（つくし法律事務所・弁護士）

## 1 はじめに

「藤井さん、野宿に追いやられて、腹が減って、初めてゴミ箱に手をつっこまないと  
いけなくなった時は、たまらなかった。恥ずかしいので誰も見ていないことを確認して、  
手を突っ込み残飯を食べた。ああ、とうとう俺もこんなものを食べなければならないよ  
うになってしまったかと思うと、情けなかった。人間としての誇りを奪われるように思  
われたよ。藤井さん、野宿とは、そういうことを繰り返すことなんだよ。そのたびに人  
間の尊厳が奪われていくんだよ。そして、ゴミ箱に手を突っ込むことを恥ずかしく思わ  
なくなり、人前でも突っ込むことになる。どんどん奪われるんだよな。」<sup>5</sup>

## 2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の経緯

2002年8月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「特措法」と言う。）は、その目的を「自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること」とし（第1条）、「ホームレス」を「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義している（第2条）。そして、2003年7月には、特措法に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（厚労省・国交省告示）（以下、「基本方針」と言う。）が示され、その後、各地の自治体でホームレス自立支援等実施計画が策定された。京都府と京都市は、それぞれ2004年8月に実施計画を策定している。

特措法の「ホームレス」は、いわゆる野宿者であり、ネットカフェ難民、マクド難民、DV被害者などを直接の対象とはしていない。しかし、ホームレス施策として実施された緊急一時宿泊事業等は、野宿者だけではなく、安定した住居を持たない人たちが居宅生活に移行するまでの一時的な宿泊場所として広く利用されていった。そして、2008年7月に見直された基本方針では、「ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者」について、「一般的には現に失業状態又は日雇労働若しくは日雇派遣労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業店舗等に寝泊

---

<sup>5</sup> 藤井克彦・田巻松雄（2003）『偏見から共生へ—名古屋発・ホームレス問題を考える』  
風媒社 17頁

りするなどの不安定な居住環境にある者等が想定される」とされ、ネットカフェ難民等が含まれることが明示されるに至った<sup>6</sup>。

もともと特措法は 10 年間の時限立法であり、2012 年に失効するはずであったが、2012 年 6 月に 5 年間延長されることになった。そして、2013 年 12 月に制定された生活困窮者自立支援法において、自立相談支援事業や一時生活支援事業等が制度化され、ホームレス施策として実施されてきた事業の一部が、2015 年 4 月から、生活困窮者自立支援法に基づく恒久的な事業として実施されるようになった。このような動向に加え、全国的に野宿者数が減少しており、2017 年に再び期限を迎える特措法の存続が危ぶまれたが、民間団体から延長を求める声があがり、2017 年 6 月に改めて特措法は 10 年間延長された。野宿者支援に関わる民間団体が重視したのは、特措法が国や自治体の責務を明らかにしており、全国調査を実施して基本方針に基づく施策を見直す仕組みを取り入れている点であった<sup>7</sup>。

### 3 全国調査から見える野宿者の状況

特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、全国調査が実施されてきた。全国調査には、1 年に 1 回実施される概数調査と、5 年に 1 回実施される生活実態調査がある。

概数調査では、市区町村による巡回での目視調査により、全国の野宿者数や起居としている場所などを把握している。これまでの調査結果によれば、野宿者数は全国的に減少しており、2003 年には全国で 25,296 人であったが、10 年後の 2013 年には 8,265 人まで減少し、2017 年には 5,534 人となっている。また、京都府内においても、2003 年に 660 人とされていたが、2013 年には 176 人まで減少し、2017 年は 89 人とされている。(別表 1 参照)

これに対し、生活実態調査は、個別面接による調査であり、年齢、野宿期間、過去の福祉制度の利用等について聞き取りを行っている。生活実態調査からは、野宿者の高齢化、野宿期間の長期化のほか、生活保護を利用した居宅生活への移行等に対する意欲の減退も窺える。すなわち、野宿者の年齢階層については、2003 年調査では、年齢階層 49 歳以下が 19.2%、65 歳以上が 15.1%であったが、2012 年調査では 49 歳以下が 15.5%、65 歳以上が 29.5%となり、2017 年調査では 49 歳以下が 12.3%に減少し、65 歳以上が 42.8%に増加している。また、面接時に路上生活期間が 10 年以上となっている者は、

---

<sup>6</sup> 2003 年 7 月 31 日付けの基本方針では「ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には現に失業状態や不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し不安定な居住環境にある者等が想定される」とされていた。

<sup>7</sup> NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク政策検討作業チーム(2016)「なぜこれからもホームレス自立支援法が必要かーホームレス自立支援法の政策効果を持続させるためにー」

2003年調査では6.7%、2012年調査では29.5%、2017年調査では42.8%とその割合が高まっている。過去に生活保護を利用したことのある者の割合も、2003年調査では24.5%、2012年調査では27.1%、2017年調査では32.9%と高まっているが、他方で、今後の生活について「今のままでいい」と回答する者の割合は2003年調査では13.1%、2012年調査では30.4%、2017年調査では35.3%となっている。(別表2参照)

これらの調査結果から、野宿期間が比較的短い人たちが野宿生活から脱している一方で、野宿期間が長期に及んでいる人たちが野宿生活にとどまっていること、生活保護を利用していったん居宅生活に移行したものの、その後、再野宿に至っている人たちが相当数存在すること、そして、再野宿に至った人たちの中に生活保護を利用したいという気持ちをなくしている人たちが存在していることが窺える。

#### 4 野宿者数が減少している要因

全国的に野宿者数が減少した要因としては、生活保護を利用して野宿からアパートに移行していることが考えられる。概数調査で全国の野宿者数の推移を見ると、2008年と2009年の比較では250人ほどしか減少していないが、2009年と2010年の比較では2,600名ほど減少し、さらに2010年と2011年との比較では2,200人ほど減少している。これらの推移から、2008年から2009年にかけて実施された「年越し派遣村」の取り組みにより、居宅を失った稼働年齢層に対する生活保護の適用が広がったことが一因ではないかと考えられる。

また、アパート以外の受け皿として、都市部を中心に無料低額宿泊所が広がったことも要因として考えられる。無料低額宿泊所は、1990年代から野宿者数が増加したことを背景として2000年代に入って急速に増加しており、厚生労働省社会・援護局保護課が集計したデータでは、2006年388カ所、2007年398カ所、2008年415カ所、2009年439カ所、2010年488カ所と増加していることが窺える<sup>8</sup>。2015年6月末時点では、537施設に1万5600人が入所しており、そのうち生活保護受給者数は1万4143人とされている<sup>9</sup>。ただ、無料低額宿泊所については、入所者の最低生活保障に疑念がある。無料低額宿泊所の一部について「貧困ビジネス」が社会問題となり、一部の自治体が独自に条例で規制しており、最近では社会福祉法改正による規制強化の動きが報じられている。

さらに、特措法の対象は「ホームレス」に限定しているうえ、概数調査に目視という限界がある。不安定な雇用形態で働く人たちは依然として多く、失業によって野宿に至

<sup>8</sup> 山田壮志郎(2016年)『無料低額宿泊所の研究—貧困ビジネスから社会福祉事業へ』明石書店13~14頁

<sup>9</sup> 厚生労働省社会・援護局保護課「無料低額宿泊事業を行う施設に関する調査について(平成27年調査)」

るリスクは低くない。近年では、ネットカフェ、ファーストフード店、ファミリーレストランのほか、コンビニエンスストアにフードコートが設置されるようになっており、公園や路上等で野宿生活を送るようになる一步手前で踏みとどまり、顕在化していない野宿予備軍が増えている可能性もある。

## 5 野宿者から見えてくる貧困

野宿に至る人たちは、社会の中で生きづらさを感じており、金銭的に困窮しているだけでなく、さまざまな人間関係が途切れてしまっていることが多い。生活保護によって居宅生活に移行して保護費を支給されるようになっても、それだけでは必ずしも再野宿化を防ぐことはできない。新たな生きがいを見つけたり、自己肯定感を得られたりする場が必要となる。

これまでの支援の実践等を通じて、早期支援の重要性が明らかになる一方、野宿期間が長期化した人たちに対する支援の難しさも明らかになっている。野宿者の中には、発達障害や精神疾患等を抱えており、コミュニケーションが難しい人たちもいる。野宿に至るまでの過程や長期間の野宿生活の中で失われてしまった尊厳を取り戻すためには、長い年月をかけた他者や社会に対する信頼の回復が必要となる。そのためには、窮屈な社会に無理やり押し込めようとするのではなく、路上等に追いやった社会の側が自分たちの価値観や既存の仕組みを問い直し、変わっていく必要がある。

## 6 京都における居場所づくりの取り組みから

京都自立支援バックアップセンター<sup>10</sup>は、きょうと夜まわりの会等と連携して、2008年に京都市のパイロット事業の助成を受け、野宿からアパート生活に移行された人たちを対象に「いのちのネットワーク事業」を実施してきた。試行錯誤を経て、現在の活動の中心は、年4回のイベント開催とボランティアによる居宅訪問となっている。イベントは恒例化しており、春は花見会、夏は納涼祭（流しそうめん、かき氷、すいか割りなど）、秋はバザー、冬は演奏会である。花見会、納涼祭、演奏会については、元野宿の人たちに集まってもらっているが、お互いに見知った顔ぶれが無事を確認し合うのみならず、スタッフが小さな子どもを連れてきたり、学生ボランティアに手伝ってもらったりして、若い人たちと触れ合う機会となっている。また、納涼祭の流しそうめんでは、野宿を経験された人たちが、学生といっしょに竹を組んだり、下まで流れ着いたそうめんを上を運んだりして、主体的に参加してくれている。そして、バザーは、地域の集会所を借りて開催し、野宿を経験された人たちだけではなく、地域住民にも開放して交流の場を広げようとしている。細々とした取り組みではあるが、しんどくならない関わりの

---

<sup>10</sup> 2002年に立ち上げられた民間団体で、弁護士、司法書士、元ケースワーカー、きょうと夜まわりの会などが関わり、2か月に1回の野宿者に対する相談会などを続けている。

中で、他者と楽しい雰囲気を共有することで、孤立感を弱めたり、自尊感情を取り戻したりする場になっているのではないかと思う。

<別表 1> ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果から抜粋

|       | 全国     |        |     |       | 京都府 |     |    |    | 京都市 |     |    |    |
|-------|--------|--------|-----|-------|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|
|       | 合計     | 男      | 女   | 不明    | 合計  | 男   | 女  | 不明 | 合計  | 男   | 女  | 不明 |
| 2003年 | 25,296 | 20,661 | 749 | 3,886 | 660 | 580 | 20 | 60 | 624 | 545 | 20 | 59 |
| 2007年 | 18,564 | 16,828 | 616 | 1,120 | 407 | 323 | 19 | 65 | 387 | 306 | 18 | 63 |
| 2008年 | 16,018 | 14,707 | 531 | 780   | 401 | 338 | 14 | 49 | 383 | 322 | 12 | 49 |
| 2009年 | 15,759 | 14,554 | 495 | 710   | 353 | 305 | 16 | 32 | 335 | 289 | 15 | 31 |
| 2010年 | 13,124 | 12,253 | 384 | 487   | 295 | 231 | 10 | 54 | 277 | 214 | 9  | 54 |
| 2011年 | 10,890 | 10,209 | 315 | 366   | 279 | 229 | 16 | 34 | 267 | 218 | 15 | 34 |
| 2012年 | 9,576  | 8,933  | 304 | 339   | 176 | 134 | 8  | 34 | 166 | 124 | 8  | 34 |
| 2013年 | 8,265  | 7,671  | 254 | 340   | 157 | 127 | 10 | 20 | 139 | 109 | 10 | 20 |
| 2014年 | 7,508  | 6,929  | 266 | 313   | 121 | 96  | 8  | 17 | 113 | 89  | 7  | 17 |
| 2015年 | 6,541  | 6,040  | 206 | 295   | 96  | 62  | 6  | 28 | 89  | 56  | 5  | 28 |
| 2016年 | 6,235  | 5,821  | 210 | 204   | 109 | 92  | 7  | 10 | 102 | 86  | 6  | 10 |
| 2017年 | 5,534  | 5,168  | 196 | 170   | 89  | 69  | 16 | 4  | 82  | 64  | 15 | 3  |

<別表 2> ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）の調査結果から抜粋

| 調査の実施時期 | 年齢階層  |       | 今回の路上生活<br>10年以上 | 直前職   | 路上生活に至った理由 |           | 生活保護<br>利用したことがある | 今後の生活<br>今のままでいい |
|---------|-------|-------|------------------|-------|------------|-----------|-------------------|------------------|
|         | ~49歳  | 65歳~  |                  |       | 仕事<br>が減った | 倒産<br>や失業 |                   |                  |
| 2003年   | 19.2% | 15.1% | 6.7%             | 64.4% | 35.6%      | 32.9%     | 24.5%             | 13.1%            |
| 2007年   | 15.0% | 21.0% | 15.6%            | 54.1% | 31.4%      | 26.6%     | 24.3%             | 18.4%            |
| 2012年   | 15.5% | 29.5% | 26.0%            | 60.7% | 34.0%      | 27.1%     | 25.3%             | 30.4%            |
| 2017年   | 12.3% | 42.8% | 34.6%            | 61.2% | 26.8%      | 26.1%     | 32.9%             | 35.3%            |



日本社会福祉学会  
Japanese Society for the Study of Social Welfare

日本社会福祉学会関西地域ブロック・関西社会福祉学会 2017 年度年次大会  
— 貧困をどう捉え、いかに克服していくか —

---

開催日：平成 30 年 2 月 10 日

主 催：(社)日本社会福祉学会関西地域ブロック  
関西社会福祉学会

事務局：関西大学人間健康学部（岡田研究室）

住 所：〒590-8515

堺市堺区香ヶ丘町 1 丁 11 番 1 号